

# 社会福祉法人 楽山・杜の会 役員報酬等規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人楽山・杜の会（以下「当法人」という）定款第8条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 役員については、報酬及び退職手当を支給する。

(2) 評議員については、報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

2 役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

## (報酬等の月割り計算)

第4条 年の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、月割りによって計算する。

## (公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二条三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## (補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年9月30日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 300,000円
理事	年額 50,000円
監事	年額 50,000円
評議員	年額 50,000円

別表2 (役員退職金算定式)

$$\text{最終報酬月額} \times (\text{在任年数} - 2 \text{年}) \times \text{係数}$$

※係数 理事長 3.0 (創業理事長 3.84)

理事 2.0

監事 2.0

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1カ月未満は1カ月に切り上げる。

# 社会福祉法人楽山・杜の会 評議員選任・解任委員会運営細則

## (目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人楽山・杜の会定款第6条1項に規定された、社会福祉法人楽山・杜の会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続等を定めたものである。

## (委員の構成)

第2条 委員会は、監事1名、事務局1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (委員の解任)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

## (委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬は、年間20,000円を支給する。

## (招集)

第6条 委員会は、理事長が招集する。

## (招集通知)

第7条 理事長は、委員会の1週間前までに、各委員会委員（以下委員）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

## (委員長)

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会は、解任の提案を行い、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
  - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 委員会に出席した理事の氏名
  - (4) 委員会の委員長が存するときは、委員長の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成29年3月10日から施行する。